

令和2年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年7月21日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後4時49分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 特 命 担 当 部 長 森 谷 修
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇
教 育 部 主 幹（教 育 企 画 課） 名 古 屋 勇
学 務 課 長 大 谷 健
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍
指 導 主 事 長 峯 貴 弘
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 26人

令和2年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 令和2年7月21日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第31号 令和3年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について
- 第 3 議案第32号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第 4 報 告 事 項
 - (1) 令和2年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）
 - (2) 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）について
 - (3) 電子計算組織の結合について（答申）
 - (4) 「地域学校協働活動」のあるべき姿について（中間提言）
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 2 年第 7 回定例会
(7 月 21 日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の傍聴につきましては、教育委員会の会議を傍聴する者の定員は、西東京市教育委員会傍聴規則第2条により10人と定められておりますが、本日は傍聴希望の方が大勢いらしているようですので、同条によりこれを変更し、会場の収容の許す限り傍聴を認めましたので、よろしく願いいたします。

○木村教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は後藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は後藤委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第31号 令和3年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

本日は、関係職員ということで、教科用図書採択資料作成委員会委員である学校長などにも御出席いただいております。委員の皆様には質問にお答えいただく場合がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○荒木統括指導主事 議案第31号 令和3年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

初めに、今回の採択の候補となっている教科用図書の概要について説明申し上げます。

この度採択いただく中学校の教科用図書は、令和3年度から令和6年度までの4年間、市立中学校において使用するものでございます。文部科学省令和3年度使用中学校用教科書目録に示されている10教科、16種目、69種類、145点の教科用図書について御審議いただき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、各種目1種類、すなわち一つの発行者を採択いただくこととなります。

次に、調査事務及び教科書展示会について報告いたします。

教科用図書の調査・研究につきましては、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づき行われました。6月5日に第1回教科用図書採択資料作成委員会を開催した後、2回の採択資料作成委員会を通して全ての教科用図書について調査・研究を行い、報告書にまとめました。採択資料作成委員会には、各教科の代表の校長・副校長に加え、市民及び保護者の代表4人も委員を務めております。

教科用図書採択資料作成委員会の報告書をまとめるに当たっては、各中学校から推薦され

た教員で構成された教科用図書調査部会による調査・研究の結果や、中学校ごとに行われました学校別教科用図書研究会における調査・研究の結果、そして、教科書展示会において寄せられました市民の皆様の御意見を参考にしております。なお、市内3会場で実施した教科書展示会では、合計で45件の意見をお寄せいただきました。

教科用図書採択資料作成委員会の調査・研究の結果である本報告書につきましては、先般、教科用図書採択資料作成委員会委員長から教育長に提出されたところです。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。

令和3年度使用教科用図書につきましては、教育委員の方々には御自宅で時間をかけまして調査・研究を行っていただきました。各委員におかれましては、是非とも慎重な審議をお願いしたいと存じます。

それでは、これより種目ごとに採択案を審議してまいります。

まず、国語について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、国語の教科用図書について説明いたします。

一覧を御覧ください。

国語の教科用図書の発行者は、東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書出版の4社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、三省堂でございます。

御審議方よろしくようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 国語の教科書を拝見いたしまして、4社ございますけれども、各社眺めまして、やはり生徒の興味・関心を引くテーマ、題材を各社とも使用しておられると思います。それから、「枕草子」や「竹取物語」などの古典を引いたり、漢詩も入ったり——今回も、明治・大正期の文豪の作品を掲載して、各ジャンルにわたって学びを深めるものになっているとは存じます。

教科書の構成上、眺めますと、今回の指導要領にあるように、学びを深めるための工夫というのは各社いろいろと工夫されていると思うんですが、拝見しますと、例えば光村図書出版さんの場合ですと、学びを広げていくための教材が掲載されております。この中で、明治期の文豪・軍医の森鷗外の「高瀬舟」を取り上げておられます。これはかなり、尊厳死とか安楽死といった、すごく重く難しいテーマではないかというふうに考えておりますけれども、これを授業の中で中学生が扱うと、かなり高度な部類になるし、難しいものになるようなことが考えられるんですけれども、現場のほうではそういった部分というのはどう捉えておられて、どういう指導をされるようになっているか、ちょっとお聞かせください。

○担当校長 現在、森鷗外、それから夏目漱石等々の文豪と呼ばれる作品は、教育的価値があるということについては説明不要なものでございます。その中で、古典教材と言ってもいいものですが、長年、実践として積み重ねられてきた指導の形がございます。それをやはりいかしながら、今、目の前の子どもたちの実態に即した指導を行っていくということが大事だと思います。テーマは確かに安楽死と、それから知足というか、足ることを知るとい

う、この二つのことがテーマになってくるわけですが、それはもう不変のテーマというふうに考えております。その中で一番やはり大事なものは、死に関わる部分だと思うんですが、そこはやはり本市の実態だとか、目の前の子どもたちの実態に合わせて取り組んでいくということが必要だと思います。

私の知見の中では、そこまで深く取り上げないでほしいという子どもの声もあったり——これは私の自分の経験ですが、やはり子どもたちの実態がありますので、それに合わせて、深さ、広さというのを変えていくべきだと思います。

○山田委員 教科書を見せていただきましたところ、SDGsに基づいた編集方針が貫かれている教育出版の教科書に非常に新しさを感じたんですけれども、SDGsは今後の我々が温暖化の問題だとかいろいろな問題を乗り越えながら生存を図っていくのに極めて重要な考え方であるし、西東京市も教育目標等にESD教育とかそういったものをきちんとしていくんだと、SDGsに基づいて教育を展開していくんだということを述べていると思うんですが、国語の教科書というところで、SDGsを極めて重要視して編集をしているということに関して、先生方はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○担当校長 SDGsの問題というよりも、新しい、新と言うべきでしょうか、もうすぐ完全実施ということになりますけれども、学習指導要領では、第1章の1、改訂の経緯の中で、持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されて、それに向けて、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなど、新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められているというような、まさにこれはSDGsの考え方と同じというか、それを踏まえたというふうに私は考えるんですが、文言がございます。

したがって、教育出版さんの教科書には、それが大変強く出ているということもございまして、それぞれの教科書の中にそれに向けての配慮というか、学びの組み立てというのが行われているというふうに考えております。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

今、御質問をいただきましたが、委員の皆様には、各会社の教科書を読んでいただいておりますので、ここで御意見を出していただきたいと思っております。

これより討論に入ります。

○後藤委員 ただいまの質問に対する説明、ありがとうございました。大変わかりやすかったです。

私も幾つか、国語の教科書を見せていただきまして、特に、新しい学習指導要領の3観点をどう踏まえて、単元ごとにわかりやすく示しているのか。さらに、子どもたちにとって、各単元において、見方、考え方、そういったものを働かせるために必要な基礎・基本、このあたりがどうわかりやすく示されているかということを観点に見させていただきました。また、単元目標等を通して、生徒が学習への見通しを持てるように、そんなところの観点から、

私は光村図書出版がいいというふうに思いました。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

それでは、これまでの御質疑、それから御意見の中から、光村図書出版という御意見があったかと思しますので、国語につきましては、そういった経緯から、光村図書出版を採択案とすることでよろしいかと私は考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 では、御異議がないようですので、国語は光村図書出版を採択案とすることになりました。

次に、書写について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、書写の教科用図書について説明いたします。

一覧を御覧ください。

書写の教科用図書の発行者は、東京書籍、三省堂、教育出版、光村図書出版の4社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、東京書籍でございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 これからキーボード入力というものが、学習、また、社会生活でも多くなっていき、文字を書く時間というのが子どもも大人も減っていく。逆に、そういうことが貴重にもなっていくと思われれます。文字を書かなければならないケースというのものもあるわけです。ですから、子どもたちが実用面とか、あと、ほかの教科との兼ね合いで、書くことへの必要性を実感できるような工夫がされているのでしょうかという質問をさせていただきます。

○担当校長 書写の各教科書の中にそのような工夫がされています。一例を挙げますと、東京書籍では、単元の中に、学んだこつをいかしていこうと、そしてまた生活に広げようというような形で、単元の中にそういった実社会へのつながりをつけるというのでしょうか、そういった単元の工夫をとっております。これは一例ですけれども、各教科書それぞれにそのような形で手紙を書いたりだとかメモを取ったりだとか、最近のことで言えば、例えばホワイトボードに書いていくとか、そういった形の、本当に実際に使われていく形を想定しての授業からの結び付けというのが行われています。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

書写につきまして御意見をいただきたいと思えます。

○今井委員 質問に答えていただきましてありがとうございます。

全ての書写の教科書を読ませていただきましたが、実生活に即した内容が豊富に載っている東京書籍がよろしいのではないかなと思いました。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

書写につきましては、今の委員の御意見からも、東京書籍を採択案とすることでよろしいかと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、書写は東京書籍を採択案とすることとなりました。
次に、地理について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、地理の教科用図書について説明いたします。

地理の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版の4社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、帝国書院でございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○木村教育長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

○山田委員 少し前にコスタリカという国を旅行したことがあって、憲法で軍を持たないとか、エコツーリズムをやっているとか、今回のコロナの騒動でも、対応は非常にうまくいった国として挙げられているんですけども、地理の教科書を見てコスタリカを探してみたら、出ていない教科書があります。ほかの中米とか南米の国がどうなのかと思ったら、2社ぐらいは本当に数か国しか載っていないくて、ベリーズだとかグアテマラとかニカラグアとか、いろいろな国があるんですけども、載っていないんですね。

地理の場合、地図帳を別に使うということはあると思うんですけども、教科書を開いたときに特定の国が載っていないというのはいかがなものかなと私は思ったんです。恐らく、最近海外からのお子さんたちも学校に入学することがあるし、そういうところの国の子どもたちが仮に西東京市の学校に入ってきて地理の教科書を開けたときに、自分の国が載っていないよというようなことになったら、とても悲しい思いをするのではないかというふうに思ったんですが、その辺のところはいかがなものでしょうか。

○担当校長 お答えいたします。

地理のほうは、世界で今、大体、国の数が200ほどございますけれども、全部の国を教科書に載せるというのが本当はいいことだとは思いますが、なかなかどの教科書も、その全てを載せるというところでは非常に難しいところがあるのかなというふうに思っております。ただ、どの教科書も、最初に、世界の国の姿ということで載っております。ここで、例えばですけども、面積の小さい国を調べようとか、面積の大きい国を調べようとか、そういったところを必ず行います。

地図帳には必ず全ての国が載っておりますので、そういった国を見ながら、それをまとめていくというような作業がございますので、仮に教科書に名前が載っていないということがあっても、学習のところで、国の位置ですとか名前ですとか首都ですとか、そういったところは学習できるかなというふうに思っております。

○米森教育長職務代理者 地理につきまして、私も地図と教科書とは不可分のものだと思っていましたので、地図を見ながら授業を進めるというのは、それでやっていただきたいと思いますが、やはり来年は、延びたとはいえ、オリンピックが控えていますので、200か国近くあるかもしれませんが、やはり教科書の中で国を的確に指し示すということも大事なかなと。中南米だと、やはりもう大分昔になりますけれども、結構少ない国とはいえ、全部、我々の記憶でも、あったような気がしますので、できればそういうところはきっちり手当てした教

科書がいいのではないかと私自身は思うようになりました。

以上です。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

地理につきましての委員の皆さんの御意見をいただきたいと思います。

- 後藤委員 ただいま貴重な、いろいろなお話を伺わせていただきました。そして、私なりに幾つかの観点で、これを読んでみました。大きく三つありまして、1点は、社会科ですので、問題解決的な学習を子どもたちがどうわかりやすく進めていくか、その手順がどれだけわかりやすく示されているか。さらには、主体的・対話的な学習を進めていくための設定、こういったものがきちんと子どもたちがわかりやすい設定がされているかどうか。さらには、既習事項——これは小学校でも当然やっていますので、既習事項の確認から、当該学年で学ぶ内容がまとめて示されているか。結局、子どもたちが見通しを持って学ぶことができるように工夫されているかというところを観点として見ていきまして、私は東京書籍がいいというふうに思いました。

以上です。

- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

後藤委員からは東京書籍という御意見がございました。ほかの委員の方からは、特にほかの会社という御意見はございませんので、このようなことから、地理につきましては東京書籍を採択案とすることよろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木村教育長 御異議がないようですので、地理は東京書籍を採択案とすることになりました。

次に、歴史について、事務局に補足説明を求めます。

- 荒木統括指導主事 それでは、歴史の教科用図書について説明いたします。

歴史の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、育鵬社、学び舎の7社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、教育出版でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 米森教育長職務代理者 小学校でも一部、歴史ということで学ぶことはあったかと思うんですが、中学校に入りますと、歴史を一つの教科として学ぶことになっていまして、歴史を学ぶという過程の中で、やはり歴史という場合に、日本史はもちろん、それから世界の歴史というものを学ぶようになっていると思います。そういう意味で、教科書、いろいろ出版されていますが、その辺の分量とか内容等には差はあるとは思いますが、こういった日本と世界との関わりという意味で、うまく歴史を教えていかれる必要があると思うんですが、現場ではどういうふうにお考えなのか教えてください。

- 担当校長 歴史につきましては、新しい学習指導要領の中で、今回、世界史、世界に関する歴史の内容が増えてございます。日本史においても、世界の中の日本史というような基本的なスタンスは変わってございません。なので、世界の歴史をやっていく中で日本の歴史がど

うなっていくか。ただ、どうしても日本の歴史のほうが割合的には世界の歴史よりは多うございます。ですが、前回の教科書に比べて世界史の量のほうが大分増えているかなというふうには思っております。

○米森教育長職務代理者 今のお話にもありましたけれども、例えば明治期以降の日本史とかを振り返るときに、やはり世界との関わりを抜きには語れないというのはそのとおりだと思いますし、今まさにそうですね、コロナもそうですね、グローバル化している時代の中で、歴史から何を学び取って、これからどう考えていくかというのは、まさにこれから要求されていることだと思うんですよね。そういう意味で、世界大戦がありましたし、民族問題があったり、いろいろなことが歴史上あったわけですから、そういった観点を教科書の中にもやはり反映させるべきだとは思いますが、その辺は全教科書、反映されていると考えてよろしいでしょうか。

○担当校長 委員おっしゃるとおり、各会社の教科書のほうには、その辺の内容につきましてはきちんと載っているかなというふうに思っております。また、様々な出来事の中で、日本の歴史がどういうふうに関わってきているかということは、同じように、どの教科書にも明記されているかなというふうに思っております。

○米森教育長職務代理者 すみません、幾つもし訳ありませんが、小学校で習った歴史と中学校からの歴史の違いがあると思うので、そこら辺のつながりはどういうふうにお考えになって、今、現場で取り組んでおられるか、もう一つ教えていただけますか。

○担当校長 小学校の歴史は、どちらかというと、人物を焦点にして、その人物の歴史を学んでいくというようなことが中心になってございます。どの人物を学ぶかというのは、小学校の学習指導要領の中に示されてございます。それに対して中学校の場合は、歴史の流れを追っていく、そういうような学習のスタンスになってございます。なので、ところどころ、小学校でやった、例えば聖徳太子ですとか織田信長だとか、そういうようなところというのは、小学校で学んだことを中学校でもいかしていくことができるかなと思っております。

また、教科書によっては、最初に小学校の既習学習を振り返るというようなところから入っている教科書もございます。例えば、人物がたくさん載っていて、そこから人物を振り返りながら、こういうような歴史があるなというようなことで教科書の本文に入っていくというような教科書もございます。

○後藤委員 すみません、教えていただきたいんですが、社会科、歴史の教科書は、写真とか絵とか図がかなり入っているものから、文章がかなり多いものなど、様々な構成の仕方があるんですが、歴史の授業は、ややもすると、単に知識の暗記が中心にならないようにすることが大切かというふうに思っています。子どもたちにとって歴史を学ぶことが楽しい、あるいはもっと調べてみよう、そういう形で、やはり授業展開されることが大切かなと思うんですが、そのあたりの授業展開をどんなふうに行われているのか、教えていただくと有り難いです。

○担当校長 後藤委員のおっしゃるとおりで、今の歴史の授業というのは、ほとんど——もちろん知識も必要になってくるので、最低限といいますか、必要なことは板書したりしていますけれども、例えばICTを使って絵を見せて隣同士で話し合わせたり、あるいは班で話し

合わせたり、そういうような話し合い活動といえますか、討論といえますか、そういうようなことも随所に入れて、今、歴史の授業が進んでいるところでございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○米森教育長職務代理者 歴史の教科書につきましては、先ほど来いろいろと質問させていただきました。それから、皆さんがお作りになっている作成委員会の報告等、いろいろあります。そういったものを見ながら、また、記述の中で、やはり世界とか日本史は、記述のバランスというのも必要ではないかと思えます。そういったものを見たこととか、それから、やはり見やすい点とか、読みやすいとか、教えやすいとか、いろいろな要素があると思うんですが、そういった部分、文字構成などの部分も見る必要があるかなと思えます。併せて、先ほどありましたように、小学校から継続して学びやすいという、これらのものを整理して総合的な観点が必要かと思えますので、そういったものを勘案しまして、私は教育出版を推薦したいと思えます。

○服部委員 今、米森委員がおっしゃったんですけれども、「古事記」ですとか「日本書紀」、そういったことの扱いですとか、産業革命とか、そういうことをすごく簡潔に正確にまとめられていることとか、教育出版が非常に好ましく思われましたので、米森委員の御意見に賛成したいと思えます。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

お二人の委員の方から教育出版という御意見がございましたが、ほかになれば、教育出版を採択案とすることによろしいかと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 では、御異議がないようですので、歴史は教育出版を採択案とすることとなりました。

次に、公民について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、公民の教科用図書について説明いたします。

公民の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の6社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、帝国書院でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 前回と大きく違うのは、18歳から選挙権があるということかと思われま。そしてまた、この春のコロナの時代を子どもたちが経験し、今まで気がつかなかった社会の仕組みですとか、あと、国の在り方ですとか、自分たちの意見をどう表出するかとか、そういうことを子どもたちなりに今、随分考えてきていて、コロナの期間は不幸なことも多いのですが、この時期を経て、子どもたちが少し大人に近づいた物の考えをする機会になっているのではと思えます。新しい公民の教科書という意味で、そういった子どもたちの気持ちに応え、どういった工夫をされているかを教えてください。

○担当校長 公民の教科書は、新しい人権といえますか、前回の教科書でもいろいろ載ってい

るところではございますけれども、今はやっているコロナとかそういうものはちょっと載っていませんが、18歳の選挙についてですとか、それから性的マイノリティの載っている教科書もございますし、そういった形で、最近の問題にされているような、そういうことが載っている教科書もございます。

○山田委員 性的マイノリティに関する記載なんですけれども、今、先生がおっしゃったように、載っている教科書と載っていない教科書とがあるように見受けられます。私などは、そういう記載があるほうがよろしいのではないかというふうに思うんですけれども、先生方はどのようにお考えなんでしょうか。

○担当校長 性的マイノリティ、LGBT等についての理解ということに関しては非常に難しい問題がございます。それですので、新しい人権というところで、載っている教科書が何社かございますけれども、載ってなくても、これは、今の社会問題として非常に大きな問題でもありますので、取り上げて、授業の中で行っているというところはございます。

ただ、こういった問題につきましては、社会科だけではなくて、例えば保健体育の保健分野であるとか、あるいは家庭科であるとか、それから道徳でも関連して出てくるようなところもありますので、全教育課程を通してという形でカバーできるのではないかなというふうに理解しております。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○服部委員 すみません、さっき、コロナのことを言ったんですが、子どもたちがそういったことについて考えるきっかけになればいいと思っていたという意味です。

ただ、公民という授業を子どもたちがどう受け取って、どんなふうに学ぶかと考えたときに、国語算数理科社会的な、英語ですとか、そういったことの中で、関心をちょっと持ちにくいとか、なかなか身近に引き寄せてもらえないのかなど。そういう意味では、各社、いろいろな特徴と工夫があるんですけれども、これまでとこれからを示していて、自分ならどうするかという導きですとか、あと、皆で合意形成することの大切さが描かれていたり、あと、やはり子どもたちの興味・関心を引くという意味で、「先輩たちの選択」という形で著名な方が登場して、そういった動画を見ることができるといような特徴があるので、私は帝国書院の教科書がいいのではないかと感じました。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

ただいま服部委員のほうから、帝国書院を採択案とするという御意見がございましたが、もしほかになければ、帝国書院を採択案とすることによってよろしいかと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、御異議がないようですので、公民は帝国書院を採択案とすることとなりました。

では次に、地図について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 地図の教科用図書について説明いたします。

一覧を御覧ください。

地図の教科用図書の発行者は、東京書籍、帝国書院の2社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、帝国書院でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 地図というのは、社会の中で自分たちがどこにいるという、その位置を知るということもすごく大事だと思うんですが、そういったことの工夫という意味では、2社はいかがでしょう。また、地図をどう活用するかと生徒自身が考えるような工夫がされているか、そういったことを質問します。

○担当校長 地図につきましては、やはり見やすいもの、それから高低差がわかりやすいもの、そういったところなどが必要かなというふうに思っております。構成的には、帝国書院も、それから東京書籍も、さほど大きな違いはないかなとは思いますが、そういった点で、地図の活用の仕方が非常にしやすいというようなものが必要かと思っております。特に、大体後ろのほうになりますけれども、統計資料などは新しいもの、それから、その統計資料でもまとめ方がございまして、授業への活用がやりやすい、そういったまとめ方をしているということが必要かなと思っております。

いろいろ、授業の中では、統計を調べる、あるいは国の位置を調べるですとか、それから産業について調べるとか、そういった活用の仕方をしてございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○服部委員 卒業しても、ほかの教科書はもう持たないけれども、地図だけは手元に残すという、中学の教科書は、英語もそうですけれども、今回の公民を見ても思いましたけれども、何か手元に置いて学びを深めたいなというもの、わかりやすさとか、そういう意味で。だから、地図も、やはりその2社の中でそれぞれの工夫を感じたんですが、そして、従来どおりの帝国書院さんは版が大きいんですけれども、すごく耐久性を感じまして、何度も何度も子どもたちがそれを開いて、その使用に耐える、長く使用してくれることに耐えるという意味で、やはり帝国書院のものがいいなと感じました。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

地図につきましては、今、服部委員のほうから帝国書院という御意見がございましたが、ほかに特になければ、地図につきましては帝国書院を採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、地図は帝国書院を採択案とすることになりました。次に、数学について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 数学の教科用図書について説明いたします。

数学の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、数研出版、日本文教出版の7社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、東京書籍でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 それでは、数学の教科書について質問させていただきます。

数学ですと、小学校の段階から算数という名前でやっておりますけれども、かなり、その小学校のころから、すごく学力差が出るような気がしまして、小中の連携ということで、今、西東京市は展開させようとしておりますけれども、習熟度ということで、そういう段階に応じた教育ということで、つなげるようにしていると思うんですが、こういう観点から見たときの教科書選択というのは、小中連携、特にそのスムーズな連携が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○担当校長 小中連携ということで本市は進めているわけですが、小学校で使っている教科書と中学校で使っている教科書は、現在、同じ会社のものです。当然、各教科書会社は、ユニバーサルフォントやユニバーサルカラーデザインということで、各会社が色調に配慮したり、文字等も見やすいようにというもので、それぞれが工夫しているところですが、同じ会社、同じデザイナーということで、教科書を開いた瞬間から目になじみやすい、親しみやすいというようなものが東京書籍なんかにはあると思います。

あと、各会社等が小学校の振り返り、いわゆる算数のどの学年でこれは既習したことですよというようなものをどの会社もまとめていますが、その中で、特に、もし会社が違った場合なんですけど、例えばの例ですけれども、小学校の5年生で割合というものをやります。ある会社の振り返りでは、割合というものは、「比較量÷基準量」だというふうに示しています。では、同じ会社の東京書籍はというと、割合というものは、「比べられる量÷もとにする量」ということで、小学校5年生の表記をそのまま引用しています。だから、小学校で学んだ内容が、そのまま同じ字で、同じ音で入ってくるということで、そういう連携というか、入りやすさというものがあるように思います。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。連携という意味ではよくわかりました。

今度は中身の問題なんですけれども、例えば学習する過程でよく間違いやすいところ、例えば教科書で見たのは、文字の入った分数の割り算とかですね。そうすると、分母と分子をひっくり返すのを忘れて、文字だけが残っちゃうようなものが誤答例で載って、こういう間違いやすいところがあるよという気づきを持たせるような教科書があったような気がします。それとか、因数分解とかルートの平方根とか、生徒がなかなか理解できないとか、そういうところをわかりやすく教科書の中で説明する必要があります。

それで、そういう工夫ですね、小学校から中学校へ来る段階で、なかなか理解度がついてこない生徒でも、丁寧に造り込みするような視点というのにも必要になってくると思いますが、そういった観点から、いかがでしょうか。

○担当校長 各社とも誤答分析という、自分が二度と同じ間違いをしないようにということに関しては、どの会社も必ず扱っています。その中で、東京書籍などだと、バツェンというマークをつけて、「まちがい例」というのでインデックスをつけて、それを直しながら正しく直す問題というものを設定しています。そういったものとしては、東京書籍が一番わかりやすくはっきり表記していると思います。

他社では、「説明してみよう」、「話し合ってみよう」みたいなところで、どこの場面で、

ここは間違っているんだろうかというものを考えさせたり、そのようなことを扱っている教科書もちろんありますけれども、誤答例ということで表記をしているのは東京書籍かと思います。

以上です。

○米森教育長職務代理人 もう一つ、質問させてください。

今までそういったことで、丁寧に理解を深めていく授業というのも必要だということをし上げましたが、一方で、生徒によっては理解が早くて、進んでいく子どももいると思うんですよね。そういう子どもたちの興味・関心が薄れないということも教科書の中で必要だと思っていて、そういう観点で見ると、各教科書、発展問題とか、非常に上に属するような問題等も展開しているようにお見受けしましたけれども、高校生の学ぶ内容を一部取り入れたりですね。そういった問題の質とか量とかを見たとき、東京書籍もそうですけれども、例えば啓林館とかも、その辺は充実しているような気もしたんですが、各教科書会社はどんな感じで御覧になっていますでしょうか。

○担当校長 7社とも、基本的には3部構成で教科書はできていると思います。巻頭のところで、この教科書がどんなふうに扱われているのかというガイダンス的なものが最初に必ず入ってきています。それと、小学校とのつながりはどうだったのかみたいなことから始まり、本編のところで、その学年で学ぶべき内容に関して導入課題から例題、そしてまた演習を深めていくというものを繰り返しながら本編が完結したところで、最後に、巻末にいろいろな資料であったり、または数学の読み物資料、また、高校につながるような発展的な課題資料みたいなものを載せているのは、どの会社も受けられます。

構成の中で特徴的なところとしては、今、啓林館というお話がありました。啓林館は、授業で使う場面と、裏面から始まる、裏表紙から始まる実習教材が合冊になっているような特殊な構成で、自習する教科書と学校でやるべきものが合体しているようなところが特徴的になっています。

あと、他の教科書としては、数研が学年ごとに2冊に分けていまして、本編の本冊分と別冊の探求ノートというもので、その探求ノートというものは、かなり発展的なものであったり、学びを深めるような、そういったものを別の構成みたいなもので作っている会社もあります。

以上です。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○米森教育長職務代理人 いろいろと御質問にお答えいただき、ありがとうございました。

どの教科書を選ぶかという観点から見まして、私といたしましては、やはり西東京市で小中連携で学びを深めていくという、今始めているところでございまして、そこがスムーズに連携できるような教科書がまず必要かなということを思います。それから、教科書の中で、やはり先ほどありましたように、いろいろな児童・生徒がいるわけですから、丁寧な説明でわかりやすく展開したり、進んでいる子にはやはりそれなりの問題を用意して勉強を進めてもらうということも必要かなと思っております。そういったような、生徒の学習意欲を高め

るような工夫がある教科書がいいのではないかと考えております。

あわせて、つらつら思いますと、例えば文科省とか東京都で学力テストなりもありますけれども、平均の状況ではありますが、当市においても良好だというふうに伺っていますので、それはやはり教科書とか先生とかが、この中で授業を展開していただいて、能力、学力がアップしたものだというふうに考えたいと思いますので、引き続き東京書籍を使っていただいて、ますます学力向上に資していただきたいというふうに思います。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

それでは、今、米森委員から、東京書籍という御意見がございました。そういうことから、この際、東京書籍を採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、数学は東京書籍を採択案とすることとなりました。

次に、理科について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 理科の教科用図書について説明いたします。

理科の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館の5社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は大日本図書でございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 最近というか、このところ大分、理科離れということが言われていると思うんですけれども、私は、教科書をいろいろ見せてもらって、子どもたちが興味を持てるようにいろいろ工夫がされているとは思いますが、一方で、サイエンス全体ですね、理科、サイエンスというものに対しての子どもたちの興味をひきつけるという意味では、コラムみたいなものが充実している教科書に魅力を感じたんですけれども、そのことに関しては先生方はどのようにお考えでしょうか。

○担当校長 生徒の興味を引きつけるという意味では、各社ともコラムですとか、今の社会とどう結びつくのかとか、学ぶ内容が今と結びつくのかなどについては、どの教科書も割とよく取り上げられているし、興味・関心を引くという意味ではよくできているなと思います。

○山田委員 ありがとうございます。

重要であるというふうに理解させていただきました。一方で、これは知識という話にもなるのかもしれないんですけれども、理科の教科書の中に、いろいろな動物や植物の名前が写真入りで紹介されているんですけれども、物によっては総称を使っていて、細かな分類上の種だとかそういうところまで踏み込んでいない教科書が見受けられるような気がするんですね。分類というのは、あまり面白くもないんですけれども、教科書である以上、例えばサルといって、何か特殊な、例えばカニクイザルの写真を載せているのにサルですよみたいな説明というのはあまり好ましくないのではないかなというような気がするんですけれども、そういう動植物の写真を使った分類上の名前の正確さというのは、先生方はどのようにお考えでしょうか。

○担当校長 今回の改訂で一番大事なところは、理科における各——物理、化学、生物、地学と大きく分けて見ると思うんですが、そこにおける理科的な見方、考え方、そういうものがそれぞれのものにあるように示されています。例えば化学ですと、質的・関係的变化を主に扱う。物理でしたら、量的、あとは実体的なところを物理を通して、その見方、考え方を学ぶ。生物ですと、多様性と共通性、こういうものを生物、動植物の学習の中で学ぶ。地学、天文とか地球の科学とか、そういうところでは、時間的・空間的、こういうものを扱う、そういうものを理科的な考え方として身に付けるということが大事なので、先ほどの御質問にあった動植物の名前については、確かに御指摘があったように、サルなのかカニクイザルなのかとか、カメなのかクサガメなのかとか、ヘビなのかアオダイショウなのかというのが、一つの会社でも、写真にはカメと書いてあるんですけども、説明の中では、例えばクサガメと書いてあったりとかということがあったりして、確かに正確さという意味では、その写真が本当に何という種かということに関してはまちまちだったり、そこはいいかげんなどころがあると思います。

ただ、今の学習のことについて言うと、種を正確に特定するということにはあまり重きを置いていないし、全てそれはできないわけですよ。ですから、今は、分類するために注目すべき科学的な見方とか特徴、科学的に言える特徴とか、その違いとか共通性、そういうことを学ぶというのが教科書を通して大事なことで、それを、できれば生徒が自ら発見するという、写真などを並べてみたときにどういうところに違いがある、共通性があるということを見つけて自分で考えるというようなことが大事だとされているので、御指摘があったような正確の種の名前ということは、正直、教科書を選ぶ我々のほうも、あまり重きを置いていないということで御理解いただければと思います。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田委員 今御説明いただいて、よく背景はわかったんですけども、それでも、種々ある中で、なるだけ正確なものを選ぶというのも重要ではないかなと思うんですね。ほかの部分が違わなければ。そういう観点で見させていただくと、私は大日本図書ですか、その教科書が割と正確度が高いと。そうすると、ほかの面では、ほかとそんなに大きく違わなくても、その部分というのを一応評価できるのではないかなと。先生方はあまり評価の重きを置いておられないということですけども、やはり若いうちからそういうものに接していくときに、なるだけ正確に近い、完全ではないにしても、それに近いもののほうが、やはり教育上の意義はあるのではないかなと思ひまして、私は大日本図書の教科書を推薦したいというふうに思います。

○米森教育長職務代理者 今の山田先生のお話をいろいろお伺いしまして、あと、私としても大日本図書だと思うのは、理科の教科書は、やはり写真とかビジュアルなもので見やすく構成したものがいいかなという観点と、それから、中学生は実験をしたりいろいろすると思いますので、そういった、各社、安全性については書いてあると思うんですが、大日本図書はそこら辺の記述が、かなり配慮が行き届いていたかなという思いがございまして、山田委員のおっしゃる大日本図書でいいのかなというふうに私自身も思っております。

- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。
- それでは、今、お二人の委員の方から大日本図書を採択案とするという御意見がございました。大日本図書を採択案とすることでよろしいかと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 木村教育長 それでは、御異議がないようですので、理科は大日本図書を採択案とすることとなりました。
- 次に、音楽について、事務局に補足説明を求めます。
- 荒木統括指導主事 音楽の教科用図書について説明いたします。
- 音楽の教科用図書の発行者は、教育出版、教育芸術社の2社でございます。
- なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、教育芸術社でございます。
- 御審議方よろしくお願ひいたします。
- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 服部委員 2点質問いたします。
- 音楽ということで、子どもたちは、歌ったり演奏したりという、そういう実技系は興味・関心を持ちやすいと思うんですが、ここで学んでほしい様々なことですね、曲には作曲者がいて、そしてそれを演奏している人がいる。そういったことが、音楽と社会との関わりについても学べるような、そういったことに子どもの心が向くような工夫がされているのか。
- そしてもう1点は、歌の教材ですとか鑑賞教材というのが中学生の段階的な発達段階に合ったものになっているのかどうかという2点を質問いたします。
- 担当校長 音楽の委員長の山本委員のかわりに私が答えさせていただきます。
- 今、御意見があったように、子どもたちに、時数も少ない中、いかにその短いチャンスを捉えて興味・関心を引き出していくかという視点からすると、教科書の与える印象、それから教科書に挿入されているそれぞれの歌がとても重要になってくると思います。2社ともにそれぞれ大きい違いはありませんが、ビジュアル的なもの、特に今の時代を捉えて、子どもたちが口ずさみやすい、取り扱いやすい内容をいかにいかしていくかという工夫は、各学校の授業の中でやっているところでございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
- これより討論に入ります。
- 服部委員 去年、小学校の教科書は教育芸術社に変更されたと思います。そして、やはり小学校から中学校への一つの流れという意味でも、そのまま教育芸術社が採択されるのがいいのかなど。また、今言ってくださいましたように、少しポップ的な色合いですとか、子どもたちの興味・関心を引くような教材があり、また、「深めよう！音楽」というところで、それぞれ意見を出し合いながら曲の構成を考えたり、そういった時間もとれるような工夫もあり、教育芸術社がいいのではないかと思います。
- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。
- それでは、ただいま服部委員のほうから教育芸術社を採択したいという御意見がございましたが、ほかになければ、教育芸術社を採択案とすることでよろしいかと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、音楽は教育芸術社を採択案とすることとなりました。
次に、器楽について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 器楽の教科用図書について説明いたします。

器楽の教科用図書の発行者は、教育出版、教育芸術社の2社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は教育芸術社でございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○今井委員 2社とも読ませていただきましたが、目標がしっかりページに書かれていて、スモールステップで技能を身につけることができる構成になっておりますので、教育芸術社がいいのではないかなと思います。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

ただいま今井委員から、教育芸術社を採択案にという御意見がございましたが、ほかになれば、教育芸術社を採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、御異議ないようですので、器楽は教育芸術社を採択案とすることとなりました。

次に、美術について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 美術の教科用図書について説明いたします。

美術の教科用図書の発行者は、開隆堂出版、光村図書出版、日本文教出版の3社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、日本文教出版でございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 美術の教科書について、私だけの印象かわかりませんが、ちょっと美術という教科書を見たときの印象が変わったような気がするんですけども、今回、指導要領を改訂することで何か変わって、ここら辺が違いますというものがあったら、教えていただけますでしょうか。

○担当校長 今回、各社とも大きな変更がされていると私も感じております。特に、新しい学力の観点、評価に応じて大きく指導内容が見直しをされておりますので、それに伴って、生徒作品、それから有名な作家の作品の捉え方もかなり変わってきております。また、前回の改訂からなんですけれども、多様なメディアですね、漫画とか光、そういったものも捉えるような形で、従来の参考作品の教科書に載っているものが非常に多様化、多面化しているという形になっております。

○米森教育長職務代理者 併せて質問いたしますけれども、美術の教科書が変わった中で、いろいろな教科書でもそうですけれども、他分野との関わりみたいな点に触れる教科書がほかの教科書でもかなり多いと思いますけれども、美術のほうでも他分野への言及といたしますか、

例えばSDGsというのは結構いろいろな教科書でも触れていますけれども、美術と他分野との関わりというのはどのようになっているか、教えていただけますか。

○担当校長 全ての教科書に道徳との関わり、それから総合的な学習との関わり、それから特活との関わりというものが多少なりとも書かれております。会社によって特徴はあるんですけども、ほとんどの会社は、いろいろな記号とか、それから、はっきりと、道徳とのつながりということで、共同制作のときには、そういった協調や協働といったものが書いてあったり、特活、運動会のプログラムあるいは共同作品をつくろうというようなところでは、そういった特活との関わりなども書かれております。また、SDGsについては、各社、扱いは違うんですけども、「SDGsとデザインについて考えよう」とか、デザインの一つとして、SDGsの17の取組についてデザインとして捉えている会社もあったり、それは様々な形で捉えております。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○米森教育長職務代理者 いろいろ質問にお答えいただきましてありがとうございました。

全ての教科書、それぞれに工夫しておられて、なかなか選びにくい部分はあると思うんですが、作成委員会の資料等も拝見しながら考えますと、美術の中で、私が思いますに、生徒が親しみやすいことが必要かなということ、それから、ポイントが明確とか、各分野にも言及がありますし、そういったもので、学習でうまく活用できないといけないかなということも考え合わせまして、今回の教科書の選定におきましては開隆堂出版を選定していきたいというふうに思っております。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

では、今、米森委員から、開隆堂出版を採択案としたいという御意見がございましたが、ほかに特になければ、開隆堂出版を採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 では、御異議ないようですので、美術は開隆堂出版を採択案とすることとなりました。

次に、保健体育について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 保健体育の教科用図書について説明いたします。

保健体育の教科用図書の発行者は、東京書籍、大日本図書、大修館書店、学研教育みらいの4社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、学研教育みらいでございます。

御審議方よろしく願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員 まさに今、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて取り組んでいるところでございまして、健康教育の重要性というのは、中学校の保健の授業はすごく大切かと思えます。そういった中で、子どもたちが自ら健康を保持・増進していく大切さを理解し、日常生活に実践していくことが非常に重要だというふうに思っております。

そんな中で、保健の授業におきましては、学んだ知識や調べたことから生徒が課題を見つけ、その課題に向けて学習を深めていくというような取組が大切かというふうに思っておるんですが、そういった中で教科書を全て見させていただきました。その中で、例えばステップ学習的な紙面構成で東京書籍がつくられていたり、写真や図等の視覚的な教材が充実した大修館書店などが、多分、こういったものを授業で活用して、子どもたちが自ら課題を見つけ、解決し、日常生活に結びつけるといったような学習活動が展開されていくかとは思いますが、新しい学習指導要領を踏まえまして、まさに中学校の保健で主体的・対話的な深い学びに向けて、こういった教科書をどのように活用していくのかということをお教えいただけますでしょうか。

- 担当校長 東京オリンピックを目の前にして、子どもたちは、やはり体育的な活動、スポーツに興味・関心が今、非常に湧いているところがございます。その視点に立って、やはり教科書が、今、御指摘があったように、例えば口絵の部分の写真が時代に合っているのか、そして、子どもたちの運動意欲が沸き上がる、そういうような構成、写真になっているかというようなことも、とても大事なものではないかと思っています。

また、感染症に関しては4社とも全て載っております。ただ、新型コロナウイルスは残念ながらこの時点ではありませんので、そういう意味では、4社ともそれぞれ、今、新型コロナウイルスに本当に世界が向き合っているのを視点にしながら学ぶには、十分、それぞれ4社とも応えられる、そして、子どもたちも、この教科書を使いながら、そういうような興味・関心につながっていくような内容・構成になっているのかなというふうに思っています。

また、体育理論につきましても、新しい学習指導要領のほうで、やはり形式的な理論構成ではなく、やはり運動特有の直接的な勘とか経験に基づく、そのような表現も、体育活動をやらなければならないという内容構成も、この教科書は載っていますので、教科書を通して、実技のほうに直結する興味・関心につながるような内容・構成になっているのかなというふうに分析しております。それをしっかりといかしていきたいと、授業の中でいかしていくような授業の構成をしていく必要があるのかなというふうに思っています。

- 米森教育長職務代理者 今、各社とも、やはり教科書は幅広く記述しているというお話がございました。

もう一つ、教科書の中で触れてほしいと思っているものが、私、一つございまして、今、西東京市の中で、教育計画では、「心の健康」ということを非常に重視して進めているわけですが、そういう心の問題を取り扱うということが必要かなと思います。各社、心という場合に、取り扱ってははいらっしゃいますけれども、ストレスの問題とか、ストレスをどう解消するかとか、そういう部分はあったかに思いますが、例えばいろいろ統計で見ると、中学生の自尊心とか肯定感が日本は低いとか西東京市も低いというようなことも聞き及んでおりますので、こういった問題を少し扱って、教科書の中で触れる必要があると思います。その辺はいかがでしょうか。

- 担当校長 保健の分野で、やはり思春期の部分の心の問題、異性との関わりとか、あるいは自分のいろいろな心の問題を扱う内容の構成になっています。やはりこの辺に関しては、当然、保健分野の中の内容とともに、いわゆる道徳教育、それぞれほかの教科ともリンクさせ

ながら、総合的に心の教育を、幅をいかしていくということがとても重要になってくるのかなど。そういう意味でも、この教科書の保健分野の中に入っている内容と他教科との連携が図れる内容・構成をいかしながら、高めていければというふうに考えるところでございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○米森教育長職務代理者 保健の教科書を見ましたときに、やはりまとまりがいいような教科書が必要かなということと、それは、内容の面でも、今、コロナがありますが、感染症も古くて新しい問題でしょうし、例えば国民的な課題になっているがんの問題とか、それから心の問題にどう対処していくかというような部分の記述、そういったものをいろいろ比べてみましたときに、現在も使用されておりますけれども、学研教育みらいの教科書にしたほうがいいのではないかと私は思っております。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

それでは、今、米森委員から、学研教育みらいを採択案とするという御意見がございましたが、ほかにございませんか。それでは、学研教育みらいを採択案とすることよろしいかと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、保健体育は学研教育みらいを採択案とすることとなりました。

次に、技術について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、技術の教科用図書について説明いたします。

技術の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育図書、開隆堂出版の3社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、開隆堂出版でございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員 すみません、教えていただきたいんですが、技術の授業は、単に制作などの作業を行うだけではなくて、学んだことを生活の中でいかすことが大切かと思えます。そのような指導において、どのようなことがポイントとなるか教えていただければと思います。

○担当校長 新学習指導要領のほうでは、今、委員がおっしゃったように、ものづくりなどの技術などの体験や作業を通じて、よりよい生活や持続可能な社会を構築するというのが目標になっていますが、その中で子どもたちが、A B C Dと四つ分野があるんですけども、一番最初の材料加工ではビジュアル的なものが教科書に求められますし、また、エネルギー変換とか、最後の情報のところについては、子どもたちは用語などの難しさ、あと、導入のところの必要性などの難しさを覚えますので、その辺のところの丁寧な説明とか、そういうものが必要になってくるのかなというふうに考えております。

○後藤委員 ありがとうございます。

それから、西東京市立中学校教科用図書採択資料作成委員会報告書に、「全ての単元の導入で問題解決に重点が置かれていることから、暮らしとの関わりが意識しやすく、本市における実態と合致している」、この「本市における実態と合致している」ということはどのよ

うなことなのか、教えていただければと思います。

- 担当校長 東京書籍は、全ての単元の作業とか制作について、導入のところで、問題発見、課題の設定に重点が置かれているというところが大きな特色になっています。本市も問題解決学習についてすごく大きな力を入れているところですので、そのあたりのところが、教員のほうが注目したところだというふうに考えております。
- 米森教育長職務代理者 今回、技術の教科書で情報系の部分はかなり充実しているように感じました。その中で、教科書の作り方というのはいろいろあると思うんですが、情報系になると、小学校でもそうですが、いろいろなところで扱っているような気がして、技術が情報系を習うための基礎的な理論とか体系を学ぶ場なのか、それともほかに、まだそこは発展途上なのかよくわかりませんが、中学校の段階では、情報系というのはどういうふうに教科の中で位置付けていったらいいのかちょっとわからないものですから、教えていただければと思います。
- 担当校長 四つの分野の中の最後の情報技術のところで深く学ぶんですけども、新学習指導要領では、双方向のコンテンツのプログラミングというのが新たに入りまして、現在、技術の教員のほうがその準備を進めているところです。今は普通のプログラミングなんですが、今後、双方向ということで、ソフトの違いとか、それからあと、双方向が何で必要なのかということなども丁寧に説明をして、子どもたちの理解を深めたいというふうに考えているところです。また、情報の部分については、情報モラルとか、道徳とも関連するんですけども、そのあたりも重要視しながら学習を進めているところです。
- 山田委員 今に関連してなんですけれども、プログラミングの例示を出している教科書が——みんな出しているんですけども、私もみたいな老眼の人間が見ると、細か過ぎて全く、読みにくいんですが、実際、教科書でそういう部分を使うときに、その部分は非常に重要になってはこないんでしょうか。中身まで見えなくても、見にくくても大丈夫なのかというのがとても心配になったんですが。
- 担当校長 見やすさは当然必要かというふうに思っております。各社、3社とも工夫をしながら取り組んでいるところなんですけれども、例えば、双方向性のあるコンテンツについて、必要性については身近なところで、お友達とのやりとりが必要とか、それから小学生が入学する中学校の質問に答えるとかという、双方向性の必要性みたいなものも重要視しながら、学習の導入のところでそこを大切にしながら実際に作業に入っていくというようなところかなというふうに考えています。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
これより討論に入ります。
- 後藤委員 先ほどはありがとうございました。
やはり問題解決学習に取り組むというのが非常に大切だと私は思っています。そういうところをポイントに押さえて、きちんと考えていきますと、やはり東京書籍がいいかと思しますので、私は東京書籍を推薦したいと思います。
- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。
今、後藤委員から、東京書籍を採択案としたいとの御意見がございました。ほかになけれ

ば、東京書籍を採択案とすることでよろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木村教育長 それでは、御異議がないようですので、技術は東京書籍を採択案とすることとなりました。

では次に、家庭について、事務局に補足説明を求めます。

- 荒木統括指導主事 それでは、家庭の教科用図書について説明いたします。

家庭の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育図書、開隆堂出版の3社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、教育図書でございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 米森教育長職務代理者 家庭の教科書を拝見いたしまして、やはり各社とも、中学生に向けて、これから自立するため、身の回りの生活を1人で送れるようなということで、調理とか裁縫、アイロンがけに至るまで、やはりそういったスキルというのは大事だと思います。そういったものを丁寧にやっているかなと思います。それから、社会的な側面の他者との協働、ともに働くというようなことも、大人への一歩として大事だという内容で各社とも述べておられると思います。

その中で、今では消費生活の側面とか、環境の話とか、高齢化とか、様々な、回りで生起している問題がいろいろあると思うんですね。そういったものに触れて述べているような教科書もあったりすると思うんですが、総合的に見たときの各教科書の特徴的なものがあつたら教えていただけますか。

- 担当校長 家庭科における消費者教育については、ABCのCの最後のところの分野に記述があるかと思いますが。必要な買い物とか、それから支払い方法とか、それから消費者トラブルとか、それから近年はやはりSDGsとか環境問題についてということで、最後のところ、「消費者の権利と責任」というところが、新しい学習指導要領でも大事にされているところで、大きな記述があります。3社とも、そのように従って記述がありますけれども、現在使われている教育図書さんが少し、その部分が他社さんと比べて、ちょっとというか、かなり多めに捉えられています。特に本市は、ごみの分別なども細かくて、環境問題などにも大変配慮している市であるということを経験も認識しておりまして、特に消費生活の責任の部分で環境問題にも配慮した買い物の仕方とか、消費生活について記述が多いものについては注目をしているところです。

以上です。

- 米森教育長職務代理者 今、少し触れられたと思いますけれども、3社を比べてみたときに、消費生活といいますか、お金のことですね、なかなかお金のことについては触れる箇所というのがないと思うんですが、金融の側面から、金融教育というものも、今、日本ではなかなかできていないような気がしますし、中学生のころからそういったことを教えていく必要が大事ではないかなと思っております。

各社、触れられてはいるんですけれども、やはり買い物の場面、流通とか支払いという、そういった生活に即したところはわかりやすく書いておられますし、それを消費貸借という

ような言い方で法律的な側面と言われてはおりますが、お金に関わる問題はそれだけではなくて、昨今いろいろ、西東京市でもありますけれども、おれおれ詐欺に高齢者の方が巻き込まれたりとか、カードのローンの問題、多重の問題とか、それから今、いろいろ言われていますキャッシュレスの決済になった場合には、現金とかではなくてというような、いろいろな問題が今も発生していると思うんですよ。そういったものを中学生のころからでも少なからず勉強しておく必要があるのではないかというので見たときに、教育図書さんが結構そういったものに力を入れておられるかなと思うほどページを割いて、カードローンのこととか——クレジットカードでしたかね、そういったことに触れられておりますので、ちょっと力を入れておられるということで評価できるような気がしますし、現場のほうでも、そういった点もお考えになっていると思いますが、いかがでしょうか。

○担当校長 今、委員のおっしゃるとおりに、中学生のころから、特に通販とか、あと、ネット販売などについては、中学生がトラブルに巻き込まれやすいということで、そのあたりは教員のほうが時間を割いているところです。特にカード払いについては、現金がない中で買い物ができるということで、中学生も陥りやすい、また、将来の生活の中でも大事な部分になっていきますので、クレジットカードについて大変割いている教育図書さんなどは参考にさせてもらっているところです。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

それでは、家庭につきましては、先ほど米森委員から、教育図書を採択案としたいという御意見がございました。ほかに特にないようですので、よろしいかと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 では、御異議がないようですので、家庭は教育図書を採択案とすることとなりました。

次に、英語について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 英語の教科用図書について説明いたします。

英語の教科用図書の発行者は、東京書籍、開隆堂出版、三省堂、教育出版、光村図書出版、新興出版社啓林館の6社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、三省堂でございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 教科書を見ていると、「Let's Listen」とかという部分がございます、まず、誰かと誰かが会話しているようなものを聞いて、教科書のところで誰が何を言っているかというような質問があるんですけども、実際、それをQRコードからウェブサイトへ入って探しても見つからない教科書がかなりあるんですね。これは先生用のCDとかにおさまっているのか、それとも私の見つけ方が悪いのか、教えていただけますでしょうか。

○担当副校長 結論から申しますと、教師用の指導用CDに収録されているのみです。現在のQRコードで検索しても、テキストの文字の音声化されたものしか流れない状況であります。

○山田委員 そうすると、子どもたちが自分で学習しようと思って、予習しようと思って見て

も、そのCDがないために、何を聞かれているかわからないと。私は、そうだとすれば、教科書として欠陥があるというふうに、瑕疵があると認めざるを得ないんですけども、先生方はそこら辺についてどうお考えでしょうか。

○担当副校長 現在、QRコードのある教科用図書はありません。生徒は、教科用図書の附属のCDを購入して、それには、「Let's Listen」、「Let's Talk」が含まれております。それによって家庭で音声での学習を進めることができます。ただ、今回の新しい教科用図書を見てみると、QRコードを試してみると、やはりテキストの音声のみというところで、私も疑問に思っているところがございます。

○山田委員 教科書会社の方が来ているかどうかかわからないですけども、要するに無償ですよ、この教科書というのは。無償の教科書で完結しないで、自習しようと思うとCDを購入せざるを得ないというのは、これは何かやはり、学習とか教育の格差等にも結びつく可能性もあるし、真剣に何か考えていただきたいなというふうに思っています。そうなる、なるだけそうでないものを選ばざるを得なくなってしまうというのも、そうすると、今度、教科書の内容でいいものなのにもかかわらず、その部分があるがゆえに選ばれないというようなことにもなりかねないですし、もう1点、今回のコロナのようなことが起こると、家庭で自学しなければいけない。だけど、教科書だけでは完結しないと。今回の事態でそういう部分を公開した教科書会社もあるというふうには聞いているんですけども、この部分は本当に、教科書会社の方がいらしたら、真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思います。意見にもなってしまって申し訳ありません。

あと、最近、英語教育で、会話重視に傾いてきているような気がするんですけども、私個人的には、会話ができることもいいけれども、やはり文章を読むということのほうも——ことのほうがと言ったほうがいいかな、やはり重要だと思うんですね。そうしてみると、私は、私の個人的な感覚としては、「Let's Read」と書いてあるのかな、そういった部分の内容とか、それから長さとか、そういったものもやはり重視すべきではないかなと思うんですけども、先生方の御意見はいかがでしょうか。

○担当副校長 まず、話す、聞く、読む、書く、この4技能をバランスよく鍛えるということが新学習指導要領では言われております。その中で、コミュニケーション活動、やはり言葉は、相手に伝える、やりとりをする、コミュニケーションの道具でありますので、そのコミュニケーションの道具として、文字があり、音声があり、当然、文字は非常に大切なコミュニケーション手段だと考えております。そのような意味で教科用図書を眺めてみると、めりめりがある教科用図書と、割合、会話を重視した教科用図書に分かれております。「Let's Read」の読みがいのあるものを読み進めるというのは、やはり文字に慣れて、文字を自由自在に使って発信する、情報を受信するという能力が非常に高まると思っております。

○山田委員 ありがとうございます。大変心強い御意見を聞かせていただきましてありがとうございます。

その「Let's Read」みたいな教材のところに注釈が入っている教科書がほとんどなんですけれども、単語の新しいものとか。それについて、教科書によっては和訳まで載せてしまっている。そうすると、せっかく読み進めるという習慣をつけるときに、辞書を引かなく

なってしまうのではないかなど。英語の辞書というのは、中には楽しみに読む方までいらっしやるということですが、私はそこまではできないんですが、辞書を引くという習慣は非常に大事だと思うんですね。それにもかかわらず、御丁寧に和訳をつけてしまって、そういう習慣を子どもたちにつけさせないようなふうになっている教科書があると思うんですが、その辺に関しては、先生方はどのようにお考えでしょうか。

- 担当副校長 辞書指導は非常に今、重視されております。やはり1人で学んでいくためには、未知の英文を読解するには辞書が必要であると。その使い方は非常に大事であると。多くの教科書は、中学1年生の初期の段階で辞書の使い方のガイダンスが載っております。ただ、それを活用するに当たっては、多くの教科書はテキスト——本文は単語の日本語訳は載っていませんが、中には「Let's Read」の読み物教材の中に単語の日本語訳を全て載せている教科用図書は2社あります。

ただ、一つ、観点としては、今回の中学校で学ぶ単語の量が、小学校で学ぶ600語、音声を中心にしたものですが、そちらも含めると、現行の1,200語から2,400語と2倍になるということで、非常に語彙の負担量が増える中、また、ある程度まとまった読み物も読ませたいという中で、内容を理解しながら読み進む体験や楽しさという中では、単語については日本語訳がついている。そして、辞書を引いて立ちどまらず、できるだけ内容をとる、概要を捉えたり、また、要点を捉える力を重視するという意味では、一つの手段であるかとは考えております。

- 後藤委員 小学校で外国語活動が始まりましたけれども、学びの連続性を考えたときに、中学校の教科書に、例えばどのようなことが示されていたり、何かあると、先生方や生徒にとってよいのか、あるいは効果的であるのかということをお教えいただければと思います。
- 担当副校長 小学校で学んだ内容を、意外にまだ知らない中学の教員が多いです。教科用図書の中では、この単語は小学校で習った単語であるとか、この表現は小学校で習ったと、また、中学校1年生の初期の「Lesson 1」、「Lesson 2」は、小学校の学習した場面での文字を含めた学習を進める中で、教員が教科用図書を使って指導する中でも、小学校でこのようなことを学んできたんだということがわかるような構成になっている教科用図書は幾つかあります。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

- 山田委員 多くの教科書は、先ほど指摘しましたように、教師用のCDがないと完結していないんですが、その点は今後の改善を期待するとして、内容、特にいろいろなバランスを総合的に見たところ、考えますと、私はSUNSHINEあるいはNEW HORIZONといったところがお勧めかなと思うんですが、その中でも、特に東京書籍のNEW HORIZON、これを推薦したいというふうに思います。

- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

それでは、ただいま山田委員から東京書籍を採択案としたいという御意見がございました。東京書籍を採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、御異議がないようですので、英語は東京書籍を採択案とすることとなりました。

では次に、道徳について、事務局に補足説明を求めます。

○荒木統括指導主事 それでは、特別の教科「道徳」の教科用図書について説明いたします。

特別の教科「道徳」の教科用図書の発行者は、東京書籍、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書の7社でございます。

なお、現在、各学校で使用されている教科用図書は、東京書籍でございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 道徳につきましては、教科化される前、3年前でしたでしょうか、採択にかかったと思います。そのときに携わっておりましたので、今回の教科書も全社見させていただきました。中身を拝見いたしますと、マイナーチェンジはあるんだと思いますが、題材はほぼ変わっていないというように思います。

そういう意味では、いろいろな意見を聞いて、その中から自分の考えを深く進めていくというような現行のスタイルでも、これから取り組もうとしている対話的で主体的で深い学びと言われている、フレーズで語られている内容で授業も取り組まれているというふうに思います。そういう意味では、現行の教科書でいろいろ進められておりますが、何か不都合、困った、不便を感じられるようなところがあるかどうか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○担当校長 現在使用している東京書籍の教科書につきましては、考えさせる視点が絞られていたり、読み物の内容や量のバランスもとれていたりするなど、教員にとっても使いやすい教科書のうちの一つに入っているということで認識しております。

○米森教育長職務代理者 それから、今の授業の進め方の中で、特に今、西東京市でも力を入れたり、今日的にいろいろ課題になっております、いじめの問題、心の問題、人権の問題、情報モラルといったようないろいろな問題がございますけれども、そういったものにも、授業の中では東京書籍を使うことで十分取り組んでいるかどうか教えてください。

○担当校長 今おっしゃった、各課題となっていた問題や現代的な課題等もバランスよく取り上げられていますので、漏れなく各校できちんと指導できているという状況でございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○服部委員 やはり中学生のいじめの問題、そして、それがSNSというものが登場して非常に複雑化しているというのはすごく気がかりなんですけど、東京書籍さんのSNSの使い方の読み物とか、視覚的に、漫画が出てきたりして、子どもにとって非常につかみやすいようになっているように思いました。

あと、もう1点、人権、子ども条例を取り上げていただいているのもよかったかなと思えました。

○米森教育長職務代理者 道徳の教科書については、3年前に採択した経緯もございますし、今のお話を伺った範囲で見ますと、授業でも不都合はないし不便な点もなく、スムーズに教

育が進められているということが挙げられるということ、それから、前の採択のときもありましたが、そのときは、西東京市子ども条例を制定する前でしたけれども、そういう子どもの人権、権利に言及している教科書というのがいいのではないかという議論もございまして選択しておりますし、今回は条例を制定して、中学生に逐条解説で、やはり中身を理解してほしい、普及させてほしいというような人権教育もやっておりますので、あわせて、それを進めていく意味からも、今の東京書籍をそのまま継続させていくということによろしいのではないかと思います。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

それでは、ただいま服部委員、米森委員から、東京書籍を採択したいという御意見がございました。もしほかになければ、東京書籍を採択案とすることによろしいかと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 では、御異議ないようですので、道徳は東京書籍を採択案とすることとなりました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 57 分 休憩

午後 3 時 59 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これまでの採択案を確認いたします。

国語は光村図書出版、書写は東京書籍、地理は東京書籍、歴史は教育出版、公民は帝国書院、地図は帝国書院、数学は東京書籍、理科は大日本図書、音楽は教育芸術社、器楽は教育芸術社、美術は開隆堂出版、保健体育は学研教育みらい、技術は東京書籍、家庭は教育図書、英語は東京書籍、道徳は東京書籍。

それでは、全体を通しまして討論を行いたいと思います。——討論を終結します。

これより議案第31号 令和3年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択についてを採決いたします。お手元に配付しました採択案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は採択案のとおり決定いたしました。

○木村教育長 日程第3 議案第32号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○荒木統括指導主事 議案第32号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、毎年採択することとなっております。

本議案は、令和3年度に特別支援学級設置校ごとに使用いたします小学校及び中学校の教

科用図書を採択するものでございます。この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の教科用図書使用の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達の段階などに合わせた指導を行うためでございます。

それではまず、採択の流れについて説明いたします。

特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和3年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成いたしました。

次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別の調査資料について調査・研究を行いました。教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長等7人と、各校長から推薦された教諭等7人の計14人で構成されております。

委員会での調査項目につきましては、内容、構成・分量、表記・表現上の使用及び便宜の3点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や教科用図書の冊数、内容の範囲などについても、小学校・中学校ごとだけでなく、小・中学校間でも検討し、報告書を作成して教育長に提出いたしました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について、例を挙げて説明をいたします。

恐れ入りますが、資料の1ページ、田無小学校の知的障害学級のページを御覧ください。

算数の第2学年から第5学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』」でございますが、この「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』」とは、特別支援学級に合わせた内容の図書でございます。

続きまして、6ページの田無第一中学校の知的障害学級を御覧ください。

国語の欄にございます第1学年の東京書籍の「国語☆☆☆☆」が記載されておりますが、この図書は文部科学省著作教科書でございますが、知的障害の特別支援学校用のものでございます。特別支援学級では、この文部科学省著作教科書に加え、教科用図書や一般の図書からの選定も可能となっております。

それでは、今御覧いただいている資料のうち、昨年度との主な変更点について説明をいたします。

1ページにお戻りいただきまして、田無小学校（知的障害学級）について説明いたします。

国語でございますが、第1学年で、理論社、「あいうえおうさま」を選定しております。田無小学校は、昨年度はひらがなカードを用い、語彙の形成を図るようにはいたしましたが、児童の実態を鑑みると、まずは文字への興味を持たせ、文字の世界を楽しむことができるよう、ひらがな五十音をリズムカルな文章と絵によって示されている本教材を選定することが適切だと捉えております。

また、算数では、発達の段階に即した算数に関わる内容が1冊にまとまっている「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』」シリーズを主に選定しております。

続きまして、2ページの中原小学校（知的障害学級）についてでございます。

一番下の段の生活でございますが、第3学年で福音館書店の「サラダでげんき」を選定しております。昨年度は、歯の健康について扱った教科用図書を採択しておりましたが、特別

支援学級の学習指導要領改訂に伴い、従前、生活科の中で学習しておりました健康・安全の健康に関する内容が保健領域に変わりましたので、生活科の中で学ぶ内容を自立に向けた指導に焦点を絞り、お手伝いやお仕事を身近に意識するような教科書を選定しております。

続きまして、中学校を説明いたします。6ページの田無第一中学校（知的障害学級）についてでございます。

6ページの一番上の国語でございますが、昨年度、国語では、「ぬったりかいたりらくがきBOOK」を採択し、手作業をしながら身近にある言葉に触れる学習をしてまいりました。しかしながら、今年度、中学2年生の生徒は、身近な語に対して既に習得されているため、より抽象的な言葉のイメージを持たせるよう、国語科で、「絵で見てたのしく覚えよう！ことわざ・四字熟語辞典」といたしました。

続きまして、青嵐中学校、8ページでございますが、8ページの中段、理科を御覧ください。フレーベル館の「ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび」を1学年で選定しております。こちらは、昨年度までは、「小学館の図鑑NEO 飼育と観察」を採択し、生物に対する知識理解を深めてまいりました。しかしながら、生徒の実態から、実体験を通じた活動からの理解を得意としている状況が多いところから、抽象的な言葉や図ではなく、具体的な実験を通して、自然の事物・事象についての問題を科学的に捉えることができるようになる、「ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび」を選定しております。

主な変更点、特徴的な点は以上でございます。

最後に、9ページ以降の自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が、人間関係や集団参加など、社会性を学んでおります。各教科の授業につきましては、通常の学級と同様の内容を実施しております。このことから、9ページ、10ページの小学校・中学校の一覧にお示ししておりますとおりとおり、使用する教科用図書につきましては、先ほど採択された通常の学級と同様のものとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第32号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 12 分 休 憩

午後 4 時 21 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

○木村教育長 日程第4 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 令和2年西東京市議会第2回定例会報告(教育関係)の説明をお願いいたします。

○飯島教育部長 それでは、令和2年西東京市議会第2回定例会に関しまして報告させていただきます。

令和2年西東京市議会第2回定例会は、令和2年6月3日から6月23日まで開催されました。

初めに、条例等付議案件につきましては、財産の取得について可決をいただいております。これは、6月26日教育委員会第6回定例会において、市長への申出の専決処分をお諮りいたしましたオンライン学習を実施する環境がない児童・生徒に貸与するタブレット端末機を購入する議案でございます。

請願・陳情関係につきましては、西東京市における公民館及び図書館の男女トイレに関する陳情が採択されております。

一般質問につきましては、6月8日から11日までの4日間行われました。教育関係では、5会派、22人の議員の方から質問をいただいております。主な内容でございますが、今回の定例会では、新型コロナウイルス感染症への対応についてを中心に、ICT教育について、就学援助費について、登下校時の安全確保についてなどの質問をいただいております。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(素案)について、の説明をお願いいたします。

○掛谷教育企画課長 私のほうから、資料に基づきまして、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(素案)について説明させていただきます。

こちらにつきましては、前回の6月の定例会で資料として骨子をお示しさせていただいたところでございます。そちらのほうに、私どものほうで、資料の内容の肉付けをさせていただきまして、冊子としてまとめたものを本日お配りさせていただいているところでございます。

こちらの基本方針につきましては、昨年度から検討懇談会、市民の皆様のご意見を頂戴しながら報告書の作成に努めてまいったところございまして、そちらを受けまして、この度、基本方針の素案を作成させていただきました。今後、8月中旬から約1か月間程度、パブリックコメントを実施するという予定でございます。その後、市民説明会等をその間に実施させていただきます。10月頃に策定をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、資料に基づきまして内容を説明させていただければと思います。こちらの冊子(素案)をお手元に御用意いただければと思います。

まず、1ページをおめくりいただきますと、目次がございます。構成は、「はじめに」の後に、第1章から第4章までございます。その後、資料編という形になっております。

第1章では、学校施設を取り巻く現状と課題を整理させていただきまして、第2章では、こちらの基本方針の位置付けについてまとめております。第3章では、適正規模・適正配置の基本的な考え方といたしまして、昨年度から御検討いただきました懇談会の報告書をもと

に整理しているものでございます。第4章は、適正規模・適正配置の取組方針ということで、こちらを進めるに当たっての考え方などについてまとめております。資料編といたしましては、学校施設の配置の状況ですとか各学校の児童数・生徒数の推移、こちらについて資料編で掲載させていただいております。

それでは、2ページを御覧いただければと思います。2ページから4ページ、こちらは、学校施設を取り巻く現状と課題ということでまとめさせていただいております。これまでの取組を進めてきたところでございますが、今後も配置、こちらの取組が必要であるというところ、また、それに当たりまして、人口の動態ですとか教育内容の変化、また、実際に今後、施設の更新事業というところが大きな課題となっておりますので、そちらについてまとめさせていただいております。

恐れ入ります、5ページを御覧ください。こちらは第2章でございます。こちらが基本方針の位置付けというところでございます。教育計画のほうでも、こちらの取組を位置付けさせていただいております。また、国のほうのインフラ長寿命化計画等がございます。また、市全体といたしましても、公共施設等の総合管理計画ということで、学校以外の公共施設も含めた取組というのを今進めているところでございます。そちらのほうとも連動しながら、今後、こちらの基本方針に基づきまして、個別施設計画というものを策定してまいります。こちらの基本方針の考え方に基づいて、実際に学校をどういった形で更新していくのかというような個別施設計画を作るというところでまとめさせていただいております。

6ページを御覧ください。こちらは基本的な考え方というところでございます。昨年度、懇談会のほうで御検討いただきまして、先日、報告書をいただいたところでございます。こちらのポイントを5点まとめさせていただきまして、取組に当たっては、こちらを踏まえて進めていくというところでお示しをさせていただいております。

7ページ以降、こちらが取組の基準・視点ということで、掲載させていただいております。大きく6点にまとめさせていただいております。7ページを御覧いただければと思いますが、こちらについては、適正規模・適正配置の基準ということで、1学年の学級数、また、児童・生徒数について、こちらでお示しをさせていただいております。

8ページでは、中段に、児童生徒数・学級数の推計ということで、こちらに改めて掲載させていただいております。全体としては、やはり減少傾向にあるというところでございますが、現在の推計上、単学級になる学校というのは今のところないという形になってございます。ただし、1クラス当たりの人員が基準を大きく下回る学校がございますので、そういったところは留意していく必要があるというところでございます。

9ページ、10ページを御覧いただければと思います。9ページの左上、通学距離・通学区の設定というところでございますが、こちらにつきましては、上の四角に取組の視点がございます。学校選択制度、こちらは、導入から15年以上経過しているというところでございます。希望する部活動のある学校に通えるなどの意見がある一方で、こちらの制度によりまして児童・生徒数の増減というところの課題が生じるというおそれもあるというところでございます。今後検証していく必要があるというところでお示しをさせていただいております。

(4) 教育施策等への対応というところでは、変化する教育環境への対応、また、地域と

の連携・協働、10ページへ行きまして、西東京市独自の小中一貫教育というところですね、こういったあたりも留意しながら取組を進める必要があるということでまとめてございます。

(5) 学校施設の有効活用と多機能化、複合化というところでございます。こちらにつきましては、児童・生徒数の減少に伴いまして、やはり学童クラブですとか社会教育施設、こういったものの複合化を検討するということが必要になってくるかと思えます。四角の中、取組の視点がございませけれども、現状といたしましては、防災拠点としての避難施設という役割もありますので、そういったあたりも含めて、こういった形の有効活用ができるのかというところを考えていく必要があるというところでございます。

11ページ、こちらのほうは、老朽化施設の計画的な更新についてでございます。学校施設だけではないんですが、今後、昭和40年代ごろに建築された学校が一斉に更新時期を迎えます。こういった施設を全て更新するというのは難しいところがございますので、今後、更新時期を迎える学校施設について、劣化の状況から、長寿命化する施設、また、建てかえをする施設、そういったものを組み合わせながら、更新費用を平準化させていくというところが必要になってございます。これに当たりましては、老朽化の状況ですとか学級数の変動の見込みですね、こういったところを併せて検討して優先順位を決めていく必要があるというところでまとめております。

12ページ、13ページにつきましては、取組の方針ということで、今申し上げました学級数の推移でございまして、表1では、学級数が基準よりも多い学校を掲載してございます。表2といたしましては基準よりも少ない学校、13ページの表3といたしましては、単学級になるところはないんですけれども、1学級当たりの児童・生徒が基準を大きく下回る学校というのを、該当の年度と学校をお示しさせていただいております。

(2) は、施設老朽化の状況ということで、今後、検討していくに当たりましては、やはり床面積が大きくて、学校の規模、学校の内容に直結する校舎の経過年数を中心に考えていく必要があるということで、こちらの表では、50年以上の校舎がある学校というのを表示させていただいております。

こちらをまとめて表示させていただいておりますのが、18ページ、19ページにございますけれども、資料編の中に、施設の老朽化の状況と、あと、児童・生徒数の推移というところで、留意しなければいけないような箇所につきまして表示をさせていただいております。

恐れ入ります、15ページにお戻りいただきまして、そういった状況の中で、学校施設の方角性の検討ということで、学級数が基準よりも少ない学校ですとか、基準よりも多い学校ということで記載をさせていただいておりますが、統合、また、通学区域の調整というところもあわせて検討しながら、今後の取組を進めていく必要があるということで、図等でお示しをさせていただいております。

16ページ、17ページにつきましては、こちらの取組推進時の留意点ということで、懇談会のほうでもやはり御意見をいただきましたが、こちらの取組を進めるに当たっては、地域の声を聞きながら、合意形成を丁寧に取りながら進めていっていただきたいという御意見をいただきましたので、国で示している留意点というところ、また、17ページでは、今までの取組を踏まえまして、今後もこういった手順で取組を進めていきたいということで、取組推進

のイメージをお示ししているというところでございます。

18ページ以降は資料編という形になりまして、18・19ページが先ほどの配置の関係、20ページ以降が各学校の状況、老朽化の状況ですとか児童・生徒数の今後の推移、また、留意点等をまとめているというものでございます。

こちらにつきまして、素案といたしましてパブリックコメントを8月中旬から実施していきたいということで考えております。

私のほうからは以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 電子計算組織の結合について(答申)の説明をお願いいたします。

○山縣教育指導課長 電子計算組織の結合についての答申について説明をいたします。

西東京市立小・中学校全27校において、主に教職員が利用する業務用アプリケーションとして、令和3年度4月から統合型校務支援システムを新規に導入することに伴い、市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合することについて、西東京市個人情報保護条例第12条第1項ただし書きの規定により、審議会の御承認を得たい旨の諮問を、5月28日、教育長が行いました。

西東京市個人情報保護審議会からは、統合型校務支援システムの導入に伴う市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合することについて、個人情報の保護に必要な安全措置が講じられているものとして、西東京市個人情報保護条例第12条第1項ただし書きの規定により、7月1日、承認を受けたところでございます。

導入する統合型校務支援システムは、教務系、保健系、学籍系、学校事務系など、統合した機能を有しているシステムを指しまして、成績処理等だけでなく、学校グループウェアの活用による情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムを指すところでございます。記録する情報につきましては、児童・生徒及び教職員の氏名、読み、生年月日、住所及び電話番号などを含む名簿情報や、児童・生徒の出席番号、学年、組、担任、入学年月日、出欠等を含む学籍情報、その他学籍情報に付随する児童・生徒の教科別・観点別評定等の成績に関する情報並びに児童・生徒の健康診断に関する情報を管理するところでございます。

システムの利用者につきましては、西東京市立小・中学校に在籍する教職員及び西東京市教育委員会事務局職員を対象としてございます。

この答申の附帯意見といたしまして、研修を実施する際はセキュリティの重要性等を一般論にとどまる内容だけではなく、市役所及び教育委員会で発生した実際の事例を用いた具体的な研修を行い、統合型校務支援システムを扱う教職員等に対するインシデントの防止策を徹底するよう求めるとされております。

今後、導入の際には、教職員研修をより充実させてまいるところでございます。今後、丁寧に手続を踏みながら準備を進めてまいります。

以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4) 「地域学校協働活動」のあるべき姿について(中間提言)の説明をお願いい

たします。

- 和田社会教育課長 私からは、「地域学校協働活動」のあるべき姿（中間提言）につきまして報告申し上げます。

こちらは、西東京市社会教育委員の会議において昨年8月から議論を始めまして、本年6月の時点で中間まとめを作成し、御提言いただいたものでございます。

1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。本編は3章に分かれておりまして、「地域学校協働活動」の必要性とあるべき姿、西東京市の現状、「地域学校協働活動」に向けた今後の課題と方向性で構成しております。

そして、まとめといたしましては、地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的な取組を提言しております。

詳細につきましては、恐れ入りますが、後ほど御確認をお願いいたします。

なお、最終的な提言につきましては、社会教育委員の会議において9月をめどに取りまとめていただく予定となっております。

説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 米森教育長職務代理者 ICT環境の件で、議会のほうでもいろいろ質問がございましたけれども、今回、予算措置等をされて、年度末までに西東京のそういう教育に関するICTの環境はどこぐらいまでいくのか、ちょっと私もはっきりしないものですから、学校とか子どもたちはどういうところまで進むと考えたらよろしいのでしょうか。

- 山縣教育指導課長 今の御質問にお答えをさせていただきます。

今、オンラインの取組とか、様々緊急に対応しているところでございますが、今後、国が進めるGIGAスクール構想を実現させるために、本市も児童・生徒に1人1台タブレットの構想を今計画していて、検討しているところでございます。具体的にどのような形にするかについては、GIGAスクール構想の検討委員会を立ち上げまして、校長先生方を委員長・副委員長とする構成で、現場の声を取り入れながら、今、形をつくりつつあるというところでございます。今後も継続して検討委員会を開催して、一番いい西東京市の取組の目玉となるところを作っていくと考えています。

今、1人1台タブレットは、教科指導はもとより、家庭学習の充実、また、本市で特徴的な取組として今考えているところが、特別支援教育に資するような取組、また、不登校の支援に資する取組、また、今年度から始めてございます小中一貫教育の取組に資する取組なども含めて、こういった構想の実現を検討しているところでございます。

以上でございます。

- 米森教育長職務代理者 学校の無線LANみたいな環境整備というのは、今、どのような段階ですか。

- 山縣教育指導課長 今、無線LANの環境については十分とは言えないところがございまして、このGIGAスクール構想の実現の際に、今ある既存のものとはまた別に、GIGAスクール構想用にLANの整備を図っていきたく思います。大きな、財政的な規模を含めて、今、調整を図っているところでございます。

○山田委員 今のICTに関連してなんですけれども、最近の調査で、コロナによって子どもたちがオンライン授業や何かを受けていて、その疲労度とかストレス、それをゲーム等と比べたところ、ゲームよりもはるかにストレスがかかっているというような結果が出ていたみたいなんです。ICTを導入するというのは、教育効果も上がりますけれども、一方で、そういうネガティブな要因がある可能性があるのも、そういう視点での調査等も是非お願いしたいなというふうに思います。

○山縣教育指導課長 今、委員がおっしゃったように、今までの教育の在り方とこれからの教育の在り方とのバランスが非常に大切になってくると思います。それに加えて、今御心配されている学びの主体である子どもたちの実態や状況を適時把握してどうしていくかということをしなやかに変えていくという教師側の、大人側の取組もとても大切になってくるかと思えます。調査などについては、これまでも国の児童・生徒の質問紙調査などでも見られるところがございますので、こういったところで子どもの実態をつかむとともに、今、様々、学校が再開してから、都のスクールカウンセラーや市のスクールカウンセラーも総動員して、子どもたちの心の安定ということをキーワードに、学習も大切なんだけれども、西東京市はまずは子どもたちの安定を図ることが大切だということを中心としてございますので、そのあたりも含めて充実をさせていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○山田委員 あと、私も今回の騒ぎで幾つかオンライン会議等に参加したんですけども、やはり通信環境によって全然聞き取れない参加者の声というのがあるんですね。だから、やはりその辺は、お互いが指摘し合わないといけないので、例えば一方的に流していても、子どもたちの環境いかんによってはうまく情報が得られていない可能性もあるので、そういうところの配慮等も今後必要になってくるかなと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○山縣教育指導課長 今現在は、オンライン学習のソフトを準備しているところです。双方向というのは、ちょっとなかなか難しいところがございます。今後、GIGAスクール構想が実現していく際に、様々な試行といいますか、試験といいますか、そういったものを、今のことも含めて、いろいろなことが可能性として包含されてくると考えています。そこを一つひとつ、子どもたちが困らないような取組にしていきたいと思いますのでございます。

以上です。

○山田委員 適正規模・適正配置の基本方針なんですけれども、基本方針だからしょっちゅう変えるわけにはいかないですけども、5年ごとに見直すとか、そういうような考え方はございますでしょうか。

○掛谷教育企画課長 前回は平成20年に基本方針を策定してございます。おおむね10年程度では見直しが必要かなと思ってございまして、そのほかに児童・生徒数の推計等の中で何か見直し要因が出てくれば、その時点でまた見直しが必要かなというふうに考えてございます。

○服部委員 社会教育の「地域学校協働活動」のあるべき姿の中間提言を、あまりまだ細かくは見られていないんですが、以前、ちょっとこのことに関わらせていただきました。これか

ら働く方はどんどん増えること、それから学童の施設、学校の中でという話もありますが、それこそ子どもの少ない学校はいいんですけれども、そうではない場合は受け入れようありませんし、別の建物を建てるわけにもいかないという中で、しかも、学童というのは3年生までで、早い子は3年生の途中から、もうそうではなくなる。今度のコロナのときに、親がいなくて子どもだけいるという状況を経験した方がとても多かったと思います。そんな中で、子どもの安全の意味でも、以前から放課後の子ども問題ということではずっと言われていますけれども、ちょっと、ここのはじめにですとかまとめというところを読んでも、多分まだなかなか学校の現場とのリンクはもう少し先のことのようにも思われるんですけども、やはり少し、今の施設の御報告があって、10年ごとの見直しとおっしゃいましたけれども、その中では、ちょっと私も関わっていて随分これは先のことだなと思っていたんですが、そう言っていられないような現実が出てきているように思いますので、学校と社会教育とのすり合わせが今後すごく、さらに重要になっていて、それでいて、今、ずっと、先ほどからの御報告を聞いていたら、先生方は参加しなければいけない研修だらけになっているようにも思う中で、どんどん先生方が過重になっていくようにも思われますので、ちょっとごめんなさい、これは質問というよりも、本当にちょっと枠を超えて、今までそんなに必要ではないと思っていたことにも関心を持ってというか、優先順位を変えるというか、そういうことがこれから必要になっていくのかなと思いましたので、こういった中間報告が、来年でしたか、これが形になって出てくるのは。来年の6月でしたか。

○和田社会教育課長 今年です。

○服部委員 きちんとした提言で出てきたら、皆さんでもう一度じっくり読んで、具体的に検討できるようなものにしていただきたいなと思います。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○木村教育長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 4 時 49 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員